

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2・3月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

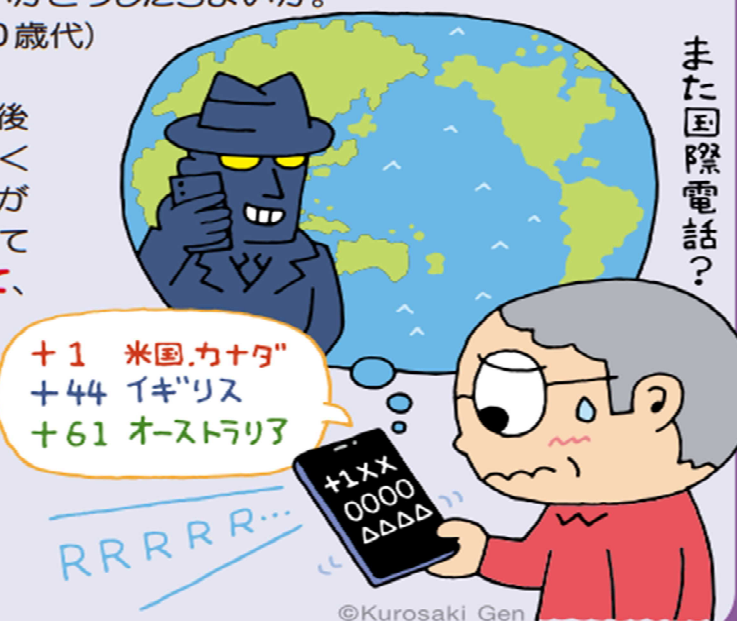
見守り 新鮮情報

海外からの 不審な電話に ご注意

事例1

最近、「+1」から始まる国際電話が多くかかってくる。電話に出ても無言だった。国際電話の受電を拒否する設定をしたいがどうしたらよいか。
(60歳代)

事例2 自動音声で数時間後に電話が使えなくなるといふ不審な電話があった。「1」を押せと言われて押したら、電話口に人が出て、名前と生年月日を聞かれて答えたとこ、間違いだったと言われて切られた。着信履歴から海外からの着信だと知った。今後どうしたらよいか。
(80歳代)



ひとこと助言

「+」で始まる電話に
注意!



見守るくん

- 海外からの知らない国際電話が増えています。「+1」や「+44」など、「+」から始まる電話番号は海外からのダイヤル番号になります。
- 心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
- もし電話に出してしまった場合、個人情報には絶対に伝えず、すぐに電話を切りましょう。
- 国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をお願いします。
(固定電話) 国際電話不取扱受付センター(無料) 電話:0120-210-364
(携帯電話) 携帯電話端末やOSによっては発信の設定が可能です。
携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。
- 不安なときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください
(消費者ホットライン188)。総務省が実施している「迷惑電話対策相談センター(でんわんセンター):電話03-6162-1111(平日10時~17時)」でも受け付けています。被害の相談は警察でもできます(警察相談専用電話「#9110」)。

本文イラスト:黒崎 玄

見守り新鮮情報 第537号(2026年3月19日)発行:独立行政法人国民生活センター

国民生活センター「見守り新鮮情報」より

2月3月報告 消費生活関連



電話勧誘

自動音声案内

- 大手電話会社のカスタマーセンターを名乗り「電話を止める」という。すぐに切った。
- 「こちらは〇〇です。荷物が届いています。」と郵送事業者の名称を騙る。
- 電気料金のアンケート調査を行うような音声流れた。(電気1件)
- 「お肌のしみ、しわ対策の化粧品を今だけ特別価格で提供。定期縛りはないが、次回も格安で提供する」。格安を強調するが、商品の詳しい説明がない。(化粧品1件)
- 「健康食品・サプリメントのアンケート」(健康食品1件)
- 衆議院選挙支持政党など選挙のアンケート。
- 「不用なお皿はないか、支援活動に貢献できる」
- 留守番電話に不用品買取業者のようなメッセージが入ったが電話にでない。

電話勧誘・留守電

- 「皿や食器、着物等15点不足している。使わなくなったものはないか」と強引だ。
- 「〇月〇日大崎地方を回る。雑誌、古本、食器でも何でも買い取る」
- 不用品買取業者から電話が来たが、とてもしつこく対応に困った。(商品一般5件)
- 身に覚えのない番号から「あなたは衆院選に関心がありますか」などの電話が留守電に入っていた。
- 海外の番号から携帯電話の留守電に「入出金について確認したい」とメッセージが入ったが無視した。
- 無言の電話が架かって来た。相手の電話番号は取引のないIP電話の番号だった。
- 警視庁を騙る電話で「マネーロンダリング」の話がされた。(他5件)
- 固定電話に着信があった。検索したところ「ネット回線営業」との情報があつた。(運輸・通信4件)

消費生活相談員からのコメント

警察官を騙る電話で「あなたにマネーロンダリングの疑いがかけられている。身の潔白を証明するために資産を調査する」などと言われたとの相談が寄せられました。詐欺の予兆電話と思われます。最近は固定電話だけでなく、携帯電話・スマホにも同様の電話が架かって来るケースもあります。ウォッチャーさんからの報告でも多種多様の詐欺の予兆電話が増えています。決して「他人ごと」ではありませんので、“正しい情報を得て判断する知識”が必要です。十分気を付けましょう。

通信販売

- クレジットカード会社の名前、証券会社、銀行、電子マネー事業者名を騙る迷惑メール(金融11件)
- マイレージに関するメール、ゲーム会社を騙るメール、税務署を騙るメール、携帯電話に不明のメールが毎日入って来る。(他6件)

その他

- 不用品買取業者の新聞折込広告に「出張査定無料」「〇〇買取キャンペーン現金〇千円保証」と書かれているが、事業者の所在地が表記されていない。電話番号から所在地を推測することもできない。このようなチラシは信用できるのか、正当な販売方法なのだろうか。(商品一般1件)

消費生活相談員からのコメント

不用品買取業者の広告に「買取キャンペーン現金〇千円保証」との報告でしたが細かな条件がありそうです。実際の広告を確認しないとわかりませんが、記載がなく詳細がわからな場合は後々トラブルになる可能性もあります。さらに広告に所在地の記載が無い場合「遠方からの出張料は有料」などと請求されたり、また、仮に事業者と契約した場合に契約書にも所在地記載が無ければ、トラブルになったとしても連絡できないリスクがあります。事業者が発行するチラシ・広告は景品表示法、不用品回収は古物営業法、訪問購入は特定商取引法の規定に従うことになります。消費生活相談の窓口では契約前に、「信頼できるか?」との質問を受けることもあります。事業者の信用性の可否を伝えることができません。消費者一人一人が「ここが疑問」「これで良いの?」「何か気になる」「信用できるのか」といった注意深く見て検討する視点は大切なことです。消費者視点を重視した「消費生活ウォッチャーだより」は、日常の消費生活の問題を自ら考えて正しい行動・選択ができる一助になる情報誌としてご活用願います。

2月3月報告 食品の品質表示

品目別	月	調査品	表示事項	調査延べ 店舗数	表示状況			
					1回目		2回目	
					有	無	有	無
生 鮮 食 品	農産物	2月	大根	20	10	0	10	0
			みかん	20	10	0	10	0
		3月	ほうれん草	20	10	0	10	0
			いちご	20	10	0	10	0
	水産物	2月	魚	20	10	0	10	0
		3月	貝	20	10	0	10	0
	産畜物	2月	豚肉	20	10	0	10	0
		3月	牛肉	20	10	0	10	0
加工食品	2月	とうもろこし 缶詰	第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	10	0		
		3月	ポテト スナック菓子	10	10	0		
臨時調査	2月	米	産地	10	10			
	3月			10	10			

【報告】

- ・トウモロコシの缶詰の遺伝子組み換え表示が、一部のものには「遺伝子組み換え混入防止管理済み」と記載されているが、他のものには表示がなかった。
- ・愛媛県、佐賀県、熊本県、静岡県、和歌山県産のみかんがあり、様々な産地から取り寄せていると感じた。
- ・産地直送売り場の大根の価格が市価よりも安かった。
- ・魚（タラ）は今年は豊漁で値段が安めとのことだった。
- ・スーパーで輸入品以外の魚を求めることが大変な時代になった。
- ・（いちごは）安価で手に入るようになった。
- ・（貝は）産地偽装問題から、最近は中国産がほとんどで、国産は見かけなくなった。
- ・ポテトスナックについて数種調査したが、遺伝子組み換え表示はなし、アレルギーの表示はあり。

【コメント】

「魚の切り身や刺身は生鮮食品となるが、刺身を盛り合わせして販売するのは加工食品とのことであるが、その場合栄養成分表示は必要となるのですか。」との質問を頂きました。1種類の刺身盛り合わせ（例えば、マグロの色々な部位の組み合わせ）は生鮮食品に分類されますが、2種類以上の刺身盛り合わせ（例えばマグロとイカの盛り合わせ）は加工食品に分類されます。但し、食品表示基準第5条に「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」は「栄養成分の量及び熱量」の表示は要しない、とありますので、店舗内で加工した刺身盛り合わせをその店内で販売する場合には栄養成分表示は必要ありません。

<参考資料：消費者庁発行「早わかり 食品表示ガイド」「事業者向け 食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」>

～遺伝子組み換え表示制度～

「遺伝子組換えの表示がなかった」との報告がありました。

遺伝子組換え食品の表示については、以下の通り**義務表示**と、**任意表示**があります。

- ①**義務表示**：遺伝子組換え農産物を区別して使っている場合⇒「大豆（遺伝子組換え）」など
- ②**義務表示**：遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別しないで使っている場合⇒「大豆（遺伝子組換え不分別）」など
- ③**任意表示**：遺伝子組換えでない農産物を区別して使っている場合⇒「大豆（遺伝子組換えでない）」、「大豆（遺伝子組換えでないものを分別）」など
- ④**任意表示**：加工後に組み替えられたDNA等が検出できない加工食品（大豆油、醤油等）⇒「大豆（遺伝子組換えでない）」など

加工食品の原材料が「遺伝子組換え」の食品である場合には、その旨を表示する義務があります。しかし、「遺伝子組換え」の食品を使用していない場合の表示は任意ですので、表示がないものもあります。

（参考資料：消費者庁「遺伝子組換え食品の表示義務」）

～編集後記～

大崎市消費生活ウォッチャーの皆様、1年間調査報告をいただきましてありがとうございました。

食品の品質表示について、品目別に表示の調査項目の確認とともに、問題があるのではないかとと思われる食品表示や、食品に関する素朴な疑問等をご報告いただきました。

また、令和7年度の相談件数は特にスマートフォンの利用者数の増加、通信販売・インターネット通販利用者も増加し消費者の利用とともに相談件数が増加しました。その他、販売形態別報告では、不審メールや迷惑メールの報告が非常に増えています。不審なメールには、大手サイト名、良く知られているカード会社名・携帯電話会社・宅配業者名など、利用しているアドレスやSMSに突然、利用料の請求や利用停止メールが届きます。心当たりがなくても驚いてアクセスしてしまいがちですが、カードの基本情報や個人情報搾取される可能性がありますので不用意にアクセスしないこと、不審なメールは開かないことが大切です。今後も日常生活の中で、迷惑な勧誘やインターネット通販など消費者トラブル等でお困りの時は、消費生活センターにご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター

受付 月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

Tel: 0229-21-7321 ・ Fax: 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

令和8年4月23日発行